# 高槻市　サービス付き高齢者向け住宅登録事務手続きフロー

| 事業者 | 都市創造部住宅課 | 健康福祉部福祉指導課 |
|---|---|---|

## ■登録手続

相談【（市）要綱　様式1-1】

**・事前相談**（要予約）

**住宅課**
・面積、設備基準等の確認

相談【（市）要綱　様式1-2】

**福祉指導課**
・老人福祉法に基づく有料老人ホームの該当判断

**回答**　　**回答**

手続きをスムーズに行うため、開発協議、建築確認申請の前に事前相談を行ってください。
相談時には、施設概要、サービス内容の概要、建築図面等が必要です。

また、事前相談後も計画に変更があった場合は、随時ご相談ください。

・開発許可申請
（審査指導課）

**・事前協議**（要予約）

**事前協議**　**福祉指導課**

**【要綱 様式2】x3部提出（正・正・副）**

・建築確認申請

・事前協議は1ヶ月以上必要とすることもありますので、期間に余裕を持って提出してください。

・サービス付き高齢者向け住宅整備事業（国庫補助）の申請をされる場合は、同時に『サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市町村意見聴取申請書』を提出してください。

1ヶ月
程度

**事前協議完了通知(副本返却)**

・確認済証の交付

**・登録申請**（要予約）

**登録申請書 【規則 様式1】（サ高住登録システムにて作成）x2部提出（正・副）**

1ヶ月
程度

**住宅課**

**登録通知書（副本返却）**

有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅は、住所地特例対象施設であるため、住所地特例対象者が入居、退去された際は健康福祉部長寿介護課への連絡が必要です。

## ■その他の手続

☆登録事項等の変更　届出（変更後30日以内）【規則（国交省・厚労省）別記様式第2号】　1部提出（正）

事業者 → **住宅課** → 住宅課から連絡 → **福祉指導課**

☆地位承継の届出　届出（地位承継後30日以内）【要綱 様式9】　1部提出（正）　※同時に登録事項等の変更届も提出

事業者 → **住宅課** → 住宅課から連絡 → **福祉指導課**

☆廃業等の届出　届出（廃業等の30日前まで）【要綱 様式10】　1部提出（正）

事業者 → **住宅課** → 住宅課から連絡 → **福祉指導課**

☆登録抹消　申請（または取消事項に該当するとき）【要綱 様式11】　2部提出（正・副）

事業者 → **住宅課** → 住宅課から連絡 → **福祉指導課**

**有料老人ホームに該当するものでサ高住に登録しないものは、**
**有料老人ホームとしての届出が必要です。**
（高槻市健康福祉部福祉指導課に届出）

■予約・問合せ先　…都市創造部　住宅課（TEL：072－674－7525）